

あいち消費者教育 レポート

Vol. 38
2022年12月発行

学校における消費者教育を支援し、その推進を図るため、消費者教育研究校の教員及び愛知県教育委員会の協力を得て、研究校の取組や指導法・教材、若年者に多い消費者トラブル情報など、消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育レポート」として取りまとめました。ぜひ、消費者教育の授業等でご活用ください。

未成年者に多い消費者トラブル

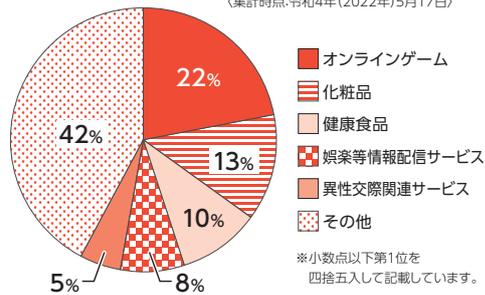
2021年度に愛知県及び市町村に寄せられた消費生活相談件数は41,968件で、そのうち、未成年者からの相談は1,164件でした。

なかでも、オンラインゲームの課金等の「オンラインゲーム(257件、22%)」に関する相談が最も多く、以下、脱毛クリーム等の「化粧品(156件、13%)」、ダイエットや豊胸を謳うサプリメント等の「健康食品(117件、10%)」が続き、音楽・動画のサブスクリプションやアダルト情報などの「娯楽等情報配信サービス(95件、8%)」、出会い系サイト・マッチングアプリ等の「異性交際関連サービス(52件、5%)」等の相談が寄せられています。

その他にも、「通販サイトで商品を購入し代金を支払ったが、商品が届かない」、「インターネット・SNS等で副業紹介サイトを見つけ登録し、初期費用やマニュアル代として高額な支払いをしたが、全く儲からない」というような相談が寄せられています。

[未成年者の主な相談内容]

(集計時点:令和4年(2022年)5月17日)



こんな相談が寄せられています！

オンラインゲームの課金トラブル

子どもが家族のクレジットカード情報を使用し、オンラインゲームで高額な課金をしてしまった。



Point ●クレジットカードの名義人である家族の管理責任を問われることがあります！

・未成年者が「自分を成人」と偽ったり、保護者のアカウントで課金している場合は、返金されないこともあります。

Point ●クレジットカードの利用明細を確認しましょう。また、プリペイドカードや指紋認証を利用するほか、高額課金ができないようにペアレンタルコントロールを設定して管理しましょう！

インターネット通販のトラブル

SNSの広告を見て、1回だけのお試しのつもりで購入したダイエットサプリ。実は4回購入が条件の定期購入だった。



Point ●注文前には、購入の条件、返品可否とその条件(返品特約)、事業者の連絡先を確認しましょう！

※通信販売にはクーリング・オフ制度の適用がなく、返品は事業者の返品特約に従うこととなります。

Point ●誤認させる表示により申込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります！

・契約内容の証拠を残すため、最終確認画面を記録として保存しておきましょう。

小・中学生向けの消費者教育教材を作成しました

小・中学生向けの消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を作成し、県内の小・中学校へ配布しました。

契約の仕組みや愛知県の小・中学生に多い消費者トラブル事例、エシカル消費等について、漫画やイラスト入りのワーク形式で実践的に学べる教材となっています。学校の授業、自宅学習の教材等に、ご活用ください。

また、講師派遣*により、当該教材を活用した実践的授業の支援を行っていますので、ぜひ、ご活用ください。

※右記「講師派遣のご案内」を参照



講師派遣のご案内

学校等における消費者教育を推進するため、授業や学年集会、教員やPTAの研修会等へ、弁護士、司法書士、消費生活相談員等の講師を無料で派遣しています。ぜひ、ご活用ください。

- 教員向け
 - ・成年年齢下げを踏まえた消費者教育の指導方法
 - ・消費者市民社会とエシカル消費 等
- 成人を間近に控えた高校生等向け
 - ・契約やクレジットカードに関する知識
 - ・消費者被害・事故、消費者トラブルと対処法 等
- 小・中学生向け
 - ・小・中学生向けの消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を活用した実践的授業



トラブルに遭った場合は消費者ホットライン☎188(いやや!)へご相談ください!

～ 消費者教育研究校の取組紹介 ～

消費者教育を推進する「消費者教育研究校」の取組を紹介します。

2021年度消費者教育研究校：愛知県立一色高等学校
愛知県立犬山高等学校

愛知県立岡崎東高等学校
愛知県立一宮聾学校

公民科における実践的授業 (愛知県立一色高等学校 谷川 秀 教諭)

1 題材

自立した消費者としての自覚をもち、トラブルに巻き込まれないようにすることを旨とした消費者教育

(第3学年 科目「政治経済」2単位)

2 ねらい

- (1)消費者問題についての理解と関心が高められる
- (2)お金の大切さを強く認識できる
- (3)リスクについてしっかり考え、予防的な行動ができるようになる

3 授業計画及び取組

(1)外部講師による「実践的授業」の実施

愛知県県民生活課と愛知県消費生活総合センターと連携し、「契約や成年年齢の引下げ」、「クーリング・オフ制度などトラブル時の対応」などについて、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した「実践的授業」を行った。

(2)グループワークの実施

「プロが教える!10代で必ずおさえてお金のツボ」(株式会社ARROWSの教材)を活用し、資産運用ゲームを使った資産運用の実体験をさせた。

生徒は、お金の大切さと、運用方法によってリスクが高かったり、低かったりすることを理解することができた。

(3)タブレットを利用した調べ学習の実施

学校に配備されたタブレットを利用して、「資金プランシミュレーション」(金融広報中央委員会のウェブサイト)を実施させたほか、「身近なトラブルQ&A」(国民生活センターのウェブサイト)を使って、調べ学習をさせた。

生徒は、資産運用にはリスクがあることと、現実にはたくさんの消費者トラブルが存在することなどを理解することができた。

時数	学習内容
1時間目	単利と複利について学ぶ
2時間目	成年年齢の引下げ、消費者トラブルについて(外部講師による授業)
3時間目	資産運用について学ぶ
4時間目	消費者トラブルについて調べる
5時間目	消費者問題について振り返る



4 生徒の感想

- ・今までは未成年と成年の違いは、ほとんどないと思っていたけれど、成年になったらほとんど何でもできることを知りました。詐欺などにだまされないように、気を付けて生きていきたいです。
- ・トラブルにならないことが大切だと思うが、なった時に知識がないと損をすることになりそうだったので、しっかり正しい対応ができるように覚えておきたい。

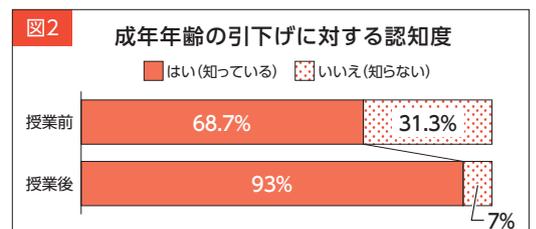
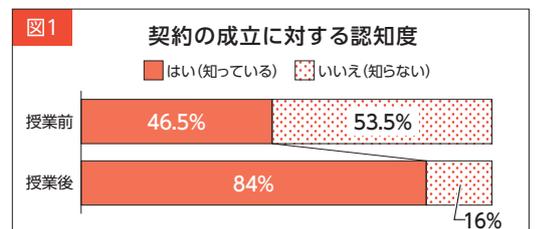
5 成果

授業前後に実施したアンケート結果より、契約や成年年齢の引下げについて理解させることができたと言える(図1、図2)。

また、生徒の感想を見ると、消費者問題について今まで意識していなかったことや、今後は気を付けて生活していきたい、といったコメントが多く書かれていたことから、今回の実践的授業のねらいを概ね達成できたと考える。

6 おわりに

生徒の多くが、消費者問題を他人事と思っている。しかし、現実には消費者問題は自分自身に関わることであり、成年になってすぐは、知識や経験が乏しい中で大きな責任を背負うことになる。今後、ますます消費者教育の重要性は高まっていくだろう。引き続き、実践的な消費者教育に取り組んでいきたい。



1 題材

批判的思考をもった消費者市民を育てる取組 (第1学年 科目「家庭基礎」2単位)

2 ねらい

- (1) 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性について理解する。
- (2) 批判的意識をもった意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫する。

3 授業計画及び取組

(1) 衣生活と資源・環境(批判的思考Ⅰ)

大量生産により安く作られたタオル、国産のタオル、オーガニックコットンのタオル、フェアトレード認証のあるタオルの4つについて、価格、素材、原産国などを比較し、どれを選択するか考えさせ、グループで話し合わせた。

また、「THE TRUE COST」(ファストファッションビジネスの闇を描いたドキュメンタリー映画)のCMと「2ユーロTシャツ」(安価な衣料品生産を支えるハードな労働環境の映像)を視聴させ、購入するという行為が自分と相手だけでなく、社会や地球環境にまで影響を与えていることを知らせ、エシカル消費についても理解させた。

(2) 外部講師による「実践的授業」の実施

愛知県県民生活課と愛知県消費生活総合センターと連携し、「契約や成年年齢の引下げ」などについて、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した「実践的授業」を行った。

(3) 消費者の権利と責任(批判的思考Ⅱ)

だます側・だまされる側の心理を考えさせるため、NHK制作の映像を視聴させたほか、大量消費・大量生産の生活様式が定着している背景を考えさせるため、「Rio+20地球サミット2012」におけるホセ・ムヒカ氏のスピーチを一部抜粋し朗読した。

また、持続可能な社会の実現に向けて、「Apple社」、「BEAMS」等の企業が行っている取組を紹介した。さらに、3R(Reduce, Reuse, Recycle)の取組について、生徒自身、企業・社会に出来ることは何かを考えさせ、どのような消費者になりたいかをグループで話し合わせた。

分野	時数	学習内容
衣生活	1時間目	人と被服
	2時間目	被服の選び方
	3時間目	被服材料の種類と特徴
	4・5時間目	衣生活と資源・環境(批判的思考Ⅰ)
消費生活	1時間目	家庭生活と社会のかかわり
	2時間目	消費者問題と契約トラブルについて(外部講師による授業)
	3時間目	クレジット利用のリスク
	4時間目	消費者の権利と責任(批判的思考Ⅱ)
	5時間目	持続可能な社会を目指して



4 生徒の感想

- ・環境や誰かのために買い物ができるようになりたい。
- ・「安いから」だけではなく、その裏にある「なぜこんなに安いのか」を考えたい。意識を変えていきたい。
- ・買うという行為にいろいろな問題が関わっていて、批判的思考は大事ななと思った。
- ・1つの物にはたくさんの地球規模の問題が関わっている。
- ・「それ本当に良い?」と問いかけて事の重大さを理解できるようになりたい。

5 成果

授業後に実施したアンケート結果より、契約や成年年齢の引下げについて理解させることができたと言える(図1)。

また、事前アンケートでは、商品の購入時に「見た目のデザイン」と「価格の安いもの」を選ぶ生徒が多く、「フェアトレードなど生産者に貢献できるもの」という項目は誰も選ばなかった(図2)が、授業後は消費行動が地球環境や労働問題に結びついていることを理解できたようである。

授業を通じて、自分の購入した商品の作られ方・売られ方を知り、多くの生徒が自分の消費行動を振り返ることができたため、今回の実践的授業のねらいが達成できたと考える。

6 おわりに

批判的思考は、一度獲得したからといって保持できるわけではなく、常に更新していく必要があると感じた。授業を通して、多くの生徒が批判的思考の重要性・必要性を感じたようであったが、現実世界で生徒自身の生活に落とし込むことは難しい。目先の幸せだけでなく、今後10年、20年先の未来を見据えた意思決定ができるように、家庭科の授業を考えていきたい。

図1 契約について理解することはできましたか

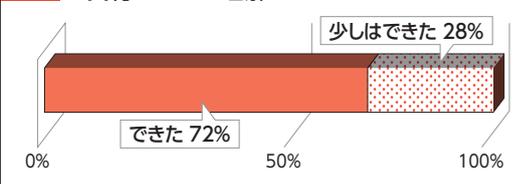
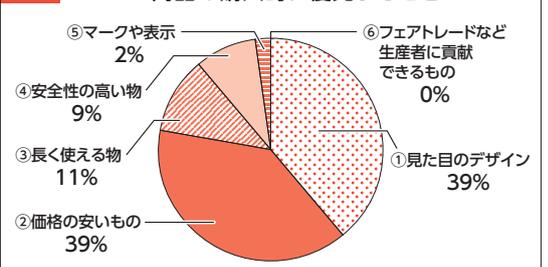


図2 商品の購入時に優先すること



1 題材

校内外の連携による消費者教育 ～教科横断的な取組実践～

(第2学年 科目「財務会計」5単位、第3学年 科目「課題研究」3単位)

2 ねらい

- (1) 氾濫する情報の中から適切な情報を見極めるため、情報リテラシーを高める。
- (2) 商品・サービスについて情報収集を行い、比較・検討したうえで購入するかどうか意思決定する力を身につける。
- (3) 職業人としての倫理観を踏まえて、より良い社会の構築を目指し、消費者としても主体的に行動する態度を養う。

3 授業計画及び取組

(1) 契約トラブル(家庭科との教科横断)

家庭科では、愛知県県民生活課と愛知県消費生活総合センターと連携し、契約や消費者保護制度、若者を狙う悪質商法などについて、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した「実践的授業」を行った。

生徒たちは、実践的授業を通じて、特に、断ることの大切さや困った時には消費生活センター(消費者ホットライン188)に相談することの重要性を学んだ。

商業科「財務会計」では、脱毛サロンを題材に、管理会計を交えて、経営する側の視点に立って、サービスの提供について考えさせた。また、ローン契約のメリット・デメリットや契約時に気を付けることについて考え、理解を深めさせた。

(2) エシカル消費(英語科との教科横断)

英語科では、ケニア女性の活動から環境問題の現状や課題について意見交換を実施した。

商業科「課題研究」では、愛知県県民生活課と連携して行った、エシカル消費に関する授業を踏まえて、地域の活性化、人や社会、地域、環境などについて、課題の発見学習をさせた。発見学習に併せて、県が募集するエシカル消費の普及啓発ロゴマークとイメージ動画の作品を創作させた結果、イメージ動画部門で入賞を果たした。

分野	時数	学習内容
契約トラブル	1・2時間目	「社会への扉」を活用した授業
	3時間目	若者を狙う悪質商法について(外部講師による授業)
	4・5時間目	管理会計の視点から経営を学ぶ
エシカル消費	1時間目	エシカル消費について(外部講師による授業)
	2～4時間目	環境問題について討議
	5～7時間目	・課題発見学習 ・エシカル消費のロゴマーク、イメージ動画の創作、作品共有、相互評価



【外部講師による授業の様子】

【表彰式の様子】

4 生徒の感想

- ・一つの企業だけを見るのではなく、沢山の企業でサービスを比較したり検討したりすることが大切だと思った。
- ・ローン契約を結ぶときは、ローンを組むデメリットについても理解して、それを踏まえて検討したいと思った。
- ・物事に対してのメリット、デメリットを考えるようになった。何かに対して、片方からだけでなく、色々な立場、多くの視点から考えることの大切さを学んだ。
- ・日常に溢れているものにも多くのアイデアや工夫がされていると気付いた。何かを見たときには、それがどのような思いで創られているかにも考えを巡らせたい。

5 成果

ねらいにある、「情報リテラシーを高めること」や「商品・サービスについての情報を収集し、比較・検討した後に購入するかどうかの意思決定すること」について、良い成果が得られたと言える(図1、図2)。

また、クレジットカードやローン契約のメリットやデメリットについて理解を深められたことは良かった(図3)。

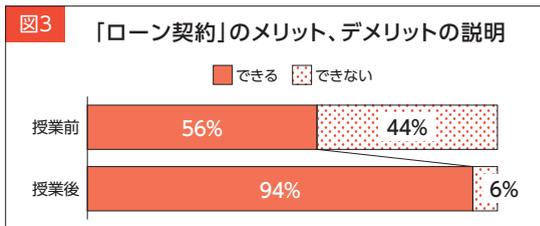
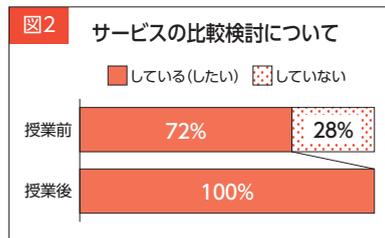
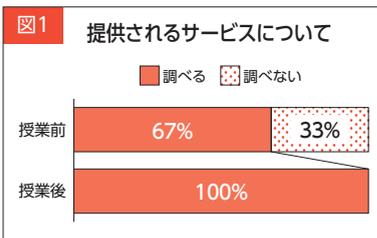
さらに、外部講師による授業やそれぞれの教科の授業を通じて学びを深め、物事を多面的に捉えることやその背景を考えることの大切さにも気付かせることができた。

6 おわりに

近江商人の「三方よし(売り手と買い手がともに満足し、また社会貢献もできるのがよい商売であるということ)」という教えがある。生徒が今回の授業を生かし、今後実践することが、「公正で、持続可能な社会」を目指すことにつながると思う。

また、消費生活の多様性を尊重しつつも、自らの消費行動が将来の世代にわたって影響を及ぼす可能性があることと自覚し、主体的により良い社会の構築に向けて行動することを信じている。

成年年齢が18歳に引き下げられるが、多くの学びや経験を通して、生徒たちが社会の変化にしなやかに、そして柔軟に対応・適応していく力を身につけていくことを切に望んでいる。



1 題材

自立した消費者としての知識や対応方法を理解するための取組

（第3学年 科目「総合的な探究の時間」1単位）

2 ねらい

- (1) 消費者トラブルについて、正しい知識や対処法を理解する。
- (2) 労働契約や給与に関する基礎知識を理解する。

3 授業計画及び取組

(1) 外部講師による「実践的授業」の実施

愛知県県民生活課と愛知県消費生活総合センターと連携し、契約の基礎や消費者トラブルの実例、トラブルへの対処法などについて、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した「実践的授業」を行った。

(2) 消費者トラブルに関する啓発スライドの作成

授業で得た知識や対処法の定着を目指して、消費者トラブルに関する啓発スライドを作成させた。

生徒たちは、授業で学んだ内容から、さらに詳しく知りたいと思ったことや疑問に思ったことをテーマとして、「未成年者取消権」や「クーリング・オフ制度」の使える条件や注意点、消費生活相談が20歳から増加する理由などを調べて、スライドを作成した。

スライドの作成を通じて、「188番や110番に電話すること」や「簡単に信じて疑うこと」、「自分でも調べてみること」、「自分だけで判断しないで周りの人に相談すること」など、授業で得た知識や対処法について理解を深めている様子であった。

(3) 外部講師による「労働契約や給与に関する基礎知識」に関する授業の実施

愛知県金融広報委員会と連携し、金融広報アドバイザーの方を講師として、労働契約や給与の支払われ方、給与からの控除額について、授業を実施した。

時数	学習内容
1時間目	事前指導・事前アンケートの実施
2時間目	契約と消費者トラブルについて (外部講師による授業)
3・4時間目	消費者トラブルに関する 啓発スライドの作成
5時間目	事後指導・事後アンケートの実施
6時間目	事前指導
7時間目	労働契約や給与に関する基礎知識 について(外部講師による授業)
8時間目	事後指導・事後アンケートの実施



4 生徒の感想

- ・成年年齢が引下げになるので、契約の前によく考え、相談して契約をするかを決めていきたいと思った。
- ・困った時には、消費生活センターに相談してみようと思った。
- ・所得税や住民税、社会保険などにより、思っていたよりも給料から引かれる金額が多いことが分かった。
- ・給与を受け取ったときに、使い過ぎないように気を付けたいと思った。

5 成果

授業の実施により、消費者トラブルやその対処法について、生徒たちの理解を深めることができたと言える(図1)。

特に、消費者トラブルの内容や対処法に関する自由記述の質問に対しては、授業前アンケートでは記述がない生徒が多かったが、授業後アンケートでは具体的な記述をする生徒が多く見られた(図2)。

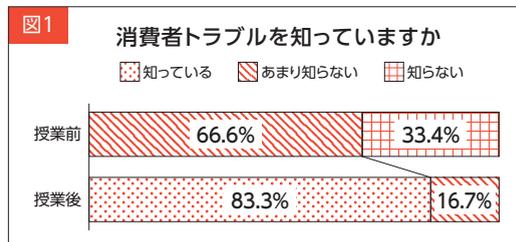


図2

生徒アンケート（質問:消費者トラブルに遭遇した際の対処法を具体的に書きなさい）

授業前アンケート

相談センターに相談をする、消費生活センターに相談する、断る

授業後アンケート

消費生活センターに相談・連絡する、知人や家族に相談する、188に電話する、親や警察などに相談する、はっきりと断るようになる、クーリング・オフ制度を使う

6 おわりに

本研究が卒業を控えた3年生にとって、多くの学びを得る機会になったことをうれしく思う。2022年度からは、成年年齢の引下げで、在校中に成人になる生徒が出てくるため、自立した消費者としての知識や対応方法を理解するための取組を継続していきたい。

学校での消費者教育を応援します！

18歳からの大人大作戦!!!の配信

2022年4月1日からの成年年齢引下げに伴う注意点等を広く呼びかけるメッセージ動画「18歳からの大人大作戦!!!」をYouTubeで配信しています。

県消費生活総合センターに多く寄せられた若者の消費者トラブルの中から、「美容関連の契約」、「インターネット通販」、「情報商材の購入」を取り上げて注意を促すとともに、困った時の消費者ホットライン「☎188(いやや!)」をキャラクターとテロップで紹介する35秒のアニメーション動画です。

学校での授業等でぜひ、ご活用ください。



18歳からの大人大作戦!!! 検索



※画像はメッセージ動画の一部です

消費生活情報「あい暮らしWEB」

楽しく学べる消費者教育教材等を掲載しています。

- ・消費者トラブルかるた ・トラブル心理チェック
- ・動画で学ぶ「かしこい消費者市民になろう!」
- ・マンガでわかる「相談窓口へ行こう!!」 等



あい暮らしWEB 検索

消費生活情報「あい暮らしっく」

消費者トラブルをはじめ、幅広い消費生活情報を掲載した情報紙です。

毎年12月に発行する「若者向け特集号」では、「契約」「若者に多いトラブル事例」「エシカル消費」等について掲載しています。



あい暮らしっく 検索

消費者教育オンライン講座の動画配信

高等学校等の授業や家庭学習用としてご活用いただくため、成年年齢引下げや契約等をテーマとした講座をYouTubeで配信しています。



愛知県 消費者教育 YouTube 検索

無料 映像教材の貸出

悪質商法の手口と対処方法、契約やクレジットに関する知識、スマートフォンやインターネットの安全な利用方法等、消費者問題に関するDVD等の教材を貸出しています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会等でぜひ、ご活用ください。



愛知県 消費者教育DVD 検索

エシカル消費ポータルサイト「エシカル×あいち」

人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」について、エシカル消費の具体例や、取組・活動紹介などの情報を発信しています。



愛知県エシカル消費ロゴマーク



エシカル×あいち 検索

お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課 ☎052-954-6603 まで!

トラブルに遭ったり、不安な場合はお早めにご相談ください。

消費者ホットライン
☎188 (いやや!) 局番なし

身近な消費生活相談窓口につながります。

編集:教員情報提供紙ワーキンググループ

遠藤 慎也(愛知県立旭丘高等学校)

村上 香理(愛知県立碧南工科高等学校)

石川 真奈(愛知県立愛知商業高等学校)

山本 望(愛知県立春日台特別支援学校)

服部 麻美子(愛知県教育委員会高等学校教育課)

丹 節生(愛知県教育委員会義務教育課)

加納 祐介(愛知県教育委員会特別支援教育課)

丹羽 紀理子(名古屋スポーツ市民局市民生活部消費生活課)

風岡 美紀(愛知県県民文化局県民生活部県民生活課)

寺澤 清加(愛知県県民文化局県民生活部県民生活課)

延時 雄大(愛知県県民文化局県民生活部県民生活課)

発行:愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ☎052-954-6603